

## リフォームに関する消費者への情報提供等の実施

国土交通省所管の公益法人（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターでは、下記のとおり消費者への情報提供等を実施。

### 記

#### 1 インターネットによる情報提供サービス「リフォネット」

##### (1) 事業者登録と情報提供

- ・「住宅リフォーム事業者倫理憲章」を遵守することを約束した事業者を登録（平成 17 年 6 月 27 日現在 3,679 事業者が登録）し、消費者による検索が可能な情報として提供。
- ・登録事業者の名簿を全国の地方公共団体、消費生活センターの窓口での紹介・閲覧用に提供。

##### (2) 見積ガイダンスシステム

- ・消費者がパソコン上でリフォームの各種条件を入力することにより概算費用を表示する「リフォーム見積ガイダンスシステム」を実施。

#### 2 相談窓口の設置

住宅の建設、購入、リフォーム等に関する無料電話相談窓口を設置し、中立・公平な立場からアドバイスを実施。

#### 3 リフォーム工事用標準契約書式の提供

小規模工事において契約書を取り交わさないことによるトラブル防止のため、「住宅リフォーム推進協議会」が作成したリフォーム工事用の標準的な契約関係書式（工事請負金額 500 万円以下を想定）をリフォネット等を通じて提供。

※「住宅リフォーム推進協議会」……全都道府県・政令市及び住宅関係団体等が住宅リフォーム等の円滑かつ的確な実現を図り、もって国民の住生活の安定向上に寄与することを目的として設立された協議会（平成 12 年 11 月設立）

#### 4 その他リフォームの基礎知識に関する情報提供

リフォームの手順、業者の選定方法、見積もり、書面契約の推奨、相談事例の紹介等を掲載した小冊子を作成・提供